

金田淳氏との訴訟について

公益社団法人日本 PTA 全国協議会（以下、本会という）と、本会元会長金田淳氏と係争中でありました訴訟案件について、双方の主張に基づき誠実に協議を重ねてまいりました。

このたび宇都宮裁判所より提示された和解案を当会として正式に受け入れ、本日、成立しましたので、ここにご報告申し上げ、和解条項に基づき、以下の内容を公表します。

被告は、原告に対し、下記の事実を認める。

記

本会において、令和 5 年 6 月に設置されたハラスメント対策委員会が、令和 5 年 7 月 19 日開催の理事会において、原告がパワーハラスメントの加害者である旨の意見具申を行ったことについて、適正手続という点から十分なものではなかったこと。

以上

本会正会員である、全国の協議会、PTA 会員、その他関係の皆様には、長期間にわたりご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、本会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントの疑われる事案について、事実関係を適切な方法により把握するよう努めてまいります。

令和 7 年 6 月 16 日

公益社団法人日本 PTA 全国協議会
会長 太田 敬介